

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月11日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町条例第20号

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

津幡町議会議員の定数を定める条例（平成14年津幡町条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。